

## 被相続人居住用家屋等確認書及び添付書類の確認

すべての書類の提出が必要です。

### 【当該家屋及び敷地をそのまま譲渡する場合】

- 申請様式 1 - 1
- 被相続人の除票住民票の写し  
【発行窓口】 森町役場住民生活課
- 当該家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し
  - 相続人が複数の場合は、すべての相続人分
  - 被相続人の死亡時以降当該相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票の写しが必要【発行窓口】 各相続人が居住する市区町村の住民票発行窓口
- 当該家屋及又はその敷地の売買契約書の写し等  
【発行窓口】 不動産業者等
- 以下のいずれかの書類
  - 電気、ガスの閉栓証明書又は上水道の廃止届出書  
【発行窓口】 電気、ガス：電気またはガス契約会社等  
水 道：森町役場上下水道課
  - 申請者（相続人）と当該家屋の仲介契約を締結した不動産業者等が当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していること示す書類 ※新聞広告、チラシ等の写し  
【発行窓口】 不動産業者等
  - 当該家屋が、相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付、居住が行われていなかったことを認めることができる書類  
※家屋の管理委託事業者、シルバー人材センター、地縁団体等が管理を行っていることの証明書など  
【発行窓口】 当該家屋の管理委託業者等

### 【当該家屋を取り壊し後その敷地を譲渡する場合】

- 申請様式 1 - 2
- 被相続人の除票住民票の写し  
【発行窓口】 森町役場住民生活課
- 当該家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し

- 相続人が複数の場合は、すべての相続人分
- 被相続人の死亡時以降相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票の写しが必要  
【発行窓口】各相続人が居住する市区町村の住民票発行窓口
- 当該家屋及又はその敷地の売買契約書の写し等
  - 申請者（相続人）と不動産業者等が締結した、被相続人居住用家屋の取り壊し、除却または滅失後の敷地等の売買契約書の写し等  
【発行窓口】不動産業者等
  - 申請者（相続人）と解体業者等が締結した、被相続人居住用家屋の除却工事に係る請負契約書の写し  
【発行窓口】解体業者等
- 以下のいずれかの書類
  - 電気、ガスの閉栓証明書又は上水道の廃止届出書  
【発行窓口】電気、ガス：電気またはガス契約会社等  
水 道：森町役場上下水道課
  - 申請者と当該家屋の仲介契約を締結した不動産業者等が当該敷地の現況が空き家であり、かつ当該家屋は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していること示す書類 ※新聞広告、チラシ等の写し  
【発行窓口】不動産業者等
  - 当該家屋が、相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付、居住が行われていなかったことを認めることができる書類  
※家屋の管理委託事業者、シルバー人材センター、地縁団体等が管理を行っていることの証明書など  
【発行窓口】当該家屋の管理委託業者等
- 当該家屋の取り壊し、除却または滅失の時から譲渡の時までの被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真
- 当該家屋の取り壊し、除却または滅失の時から当該取り壊し、除却または、滅失後の敷地等の譲渡の時までの間の当該敷地等における相続人の固定資産課税台帳の写しまたは固定資産税の課税明細書の写し（名寄帳の写し等）  
【発行窓口】森町役場税務課固定資産税係